

# 農家の皆様へ 緊急のお知らせ

## <<3つの「お願い」>>

### 原子力発電所事故「後」に

東北・関東甲信越など17都県\*<sup>1</sup>で生じた、又は、集められた

- イ 家畜(豚・家きんを除く)の排せつ物(敷料を含む)
- ロ 稲わら、麦わら、もみがら、剪定枝、樹皮、  
落ち葉、雑草など
- ハ イやロを原料とした堆肥

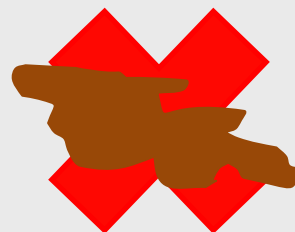
イ、ロ、ハ全てについて\*<sup>2</sup>、堆肥の基準ができるまでの間

1 有償・無償にかかわらず、  
**譲渡しない**で下さい

2 これらを原料とした堆肥を  
**生産しない**で下さい

(※家畜排せつ物等については、堆肥舎等での  
切り返し等通常どおり管理して下さい)

3 農地土壌に**施用しない**で下さい\*<sup>3</sup>



\*<sup>1</sup>; 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県

\*<sup>2</sup>; 事故前に収集されたものであっても、事故後に、包装されることなくほ場等の屋外に  
放置されていたものも含まれます。

\*<sup>3</sup>; 具体的には、土壌改良資材、暗きょ資材、園芸敷料等としての利用、ほ場への投入を行なわないで下さい。ただし、ほ場内で発生したものを、同一ほ場内でそのまますき込む場合は構いません。

# ～大切な農地土壌を守るために！～

＜＜高濃度の放射性セシウムが含まれる可能性のある堆肥等の施用・生産・流通の自粛が必要な理由＞＞

- 原発事故により、原発周辺県で水田に放置された稲わらから、高濃度の放射性セシウムが検出されており、当該稲わらを給餌された牛のふん尿やふん尿から生産された堆肥が高濃度の放射性セシウムを含有する可能性があります。
- また、原発周辺県の植物性堆肥原料（稲わら、麦わら、もみがら、剪定枝、樹皮（堆肥用に限る。）、落ち葉、雑草等）から生産された堆肥についても、同様の可能性があります。
- 高濃度の放射性セシウムを含む堆肥を農地土壌に施用すると、土壌中の放射性セシウム濃度が増加する恐れがあるだけでなく、そこで生産される農作物の放射性セシウム濃度が食品衛生法の暫定規制値を超過する確率が増大します。

連絡先	電話
栃木県農政部 経営技術課	028-623-2322
〃 畜産振興課	028-623-2350
〃 安足農業振興事務所	0283-23-1455
農林水産省	
生産局農業環境対策課	03-6744-2114
消費・安全局農産安全管理課	03-3502-5968